

下請けいじめの根絶を求める決議

デフレ経済を脱却し、日本経済を成長させるためには、まず労働者の賃金が上がり、その結果、消費が活発化し、企業収益が上がるという賃金と物価の好循環を地域経済においても実現させることが不可欠であり、そのためには、労働者の7割が働いている中小企業の賃上げを実現することが重要である。

その一方、下請け企業との取引で、優越的地位を濫用して受注者に不当な取引を強いる事例が後を絶たず、下請法違反により公正取引委員会が勧告に至った事例は、令和5年度で13件に上り、本年度に入っても10月中旬の時点で既に6件に達している。

我が国では、かねてより大企業と中小企業との大きな賃金格差等二重構造の問題があるが、この事例はその要因の最たるものである。現状の労務費、原材料費、エネルギー費等のコスト上昇局面において、適切な価格転嫁が進まなければ中小企業の賃上げが進まないのは明らかである。

そして、このことが地域経済の疲弊にもつながっている。

企業間の取引を適正化させることは、中小企業の賃上げを行い、ひいては我が国の地域経済に好循環をもたらすための最重要課題の一つであると考ええる。

よって、国におかれては、いわゆる下請けいじめを許さない姿勢をより鮮明にするとともに、独占禁止法及び下請法の執行強化、また、下請法改正の検討を進め早期に結論を出し、さらなる企業間取引の適正化に取り組むよう強く要望する。

以上決議する。

令和6年11月6日

全国市議会議長会